

21世紀を地方自治の時代に

# 住民と自治

発行 自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F  
TEL03-3235-5941 (代)・FAX03-3235-5933  
発行人 福島 謙 編集人 谷口郁子

通巻659 2018. 3 付録

東海版 NO.397号 2018. 2. 10

東海自治体問題研究所

〒462-0845 名古屋市北区柳原3-7-8  
TEL・FAX 052-916-2540  
<http://www.tokaijitiken.web.fc2.com/index.html>  
E-mail:tjmken@f6.dion.ne.jp  
理事長 市橋 克哉 (名古屋大学教授)  
編集責任 長谷川洋二 (事務局長)



## 「忘れられた墓標。冬」

名古屋市 平和公園内

今日も雪の中で「私たちはここにいるぞ」と言うように墓標が佇んでいます。雪の日にはシベリアや満州の酷寒の地で倒れた人々のことをひととき強く想います。彼の地には抗日戦で倒れた方々の墓標が同じように立っているのでしょうか。侵略戦争の手先にはなりたくないものです。

撮影 菅谷 秀昭 (日本リアリズム写真集団三重支部)

### 3月号の内容

医療・介護再編へ2018年新システム始動①

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 国保の都道府県単位化、今は市町村が主戦場 (西村秀一) ..... | 2P  |
| 瀬戸市の「小中一貫校・小中一貫教育」問題 (原田千育) ..... | 8P  |
| 東海ローカルネットワーク.....                 | 11P |
| 研究会報告.....                        | 13P |
| 時の話題&私の思い (長谷川洋二) .....           | 20P |
| 行事案内.....                         | 22P |

## 医療・介護再編へ2018年新システム始動①

# 国保の都道府県単位化、今は市町村が主戦場

愛知県社会保障推進協議会副議長  
西村秀一

### はじめに

2017年5月から7月の3回に分けて本誌上にて、2018年を新たな出発点とする医療・介護再編の3つの改革、すなわち①国民健康保険制度の都道府県単位化、②新たな地域保健医療計画の策定、③第7期介護保険事業計画の策定について、昨年段階での「状況と課題」について、小論を投稿させて頂いた。

2018年4月から新たな条例や計画に基づいて、この3つの改革が医療・介護再編へ「システム」として始動する。「システム」と言うのは、新たな地域保健医療計画・介護保険事業計画で、共通の受け皿は「地域包括ケアシステム」の構築であり、国保の都道府県単位化もこれにコミットするからである。

昨年の3つの小論を踏まえ、一年間の準備状況を踏まえたそれぞれの到達点(運営方針や計画等の内容)と課題を整理したい。先ず1月に県から市町村へ求める事業費納付金の本算定を終え、市町村がこれに応じるため被保険者への保険料賦課の検討に入った国民健康保険(以下国保)を見てみたい。

### 1. 都道府県単位化の経緯と到達点

都道府県単位化の準備段階の愛知県国保運営協議会は、2018年度は第1回は10月13日、第2回は11月27日、第3回は1月29日と3回開かれた。第1回の主題は運営方針素案の協議で、ここでの議を経て運営方針素案がパブリックコメントにかけられた。

第2回ではパブリックコメントも踏まえ、愛知県国保の運営方針最終案と国保事業費納付金の仮算定結果について協議。第3回は国の確定計数をもとに、2018年度納付金本算定及び標準保険料率の提示が協議され、県とし

ての基本的な準備を終え、各市町村での保険料の賦課が決められる段階に入った。

4月から国保証も愛知県国民健康保険証となるが、1960年の国民皆保険制度発足以来、初めの大改革となる。この方針は、小泉内閣の医療保険制度抜本改革の1つで、03年3月に決定した「政府基本方針」の医療保険の「保険者の統合・再編」を出発点としている。今日の流れは民主党菅内閣のもとでの、後期高齢者医療制度廃止を含む「高齢者医療制度改革会議」報告(2010年12月)で大きく進み、市町村を窓口として残すことや、国から支援金として公費を支出することで、都道府県知事会議の合意も得て、18年度を目途に運営主体を都道府県に移すとした。

これを受けて都道府県調整交付金拡充(2012年)など地ならしを進め、2015年の「医療保険制度改革関連法」成立で、3年間の準備期間を設けたレールを敷いた。

この15年間の経緯は、小泉内閣以降の社会保障や行財政改革が強行され、国保の運営に負担と不安を感じる市町村と、国保に対する国の責任を都道府県に押し付けようとする政府、これに対して戸惑い抵抗する都道府県と言う構図の中で、「払える国保の保険料に」と言う国民の運動があった。

そうしたせめぎ合いの中で、2015年1,700億円と2018年1,700億円、合わせて3,400億円の国からの持参金と、保険者は都道府県と市町村の両方と言う役割分担での運営で、都道府県単位化に踏み切ることとなった。

国は市町村の一般財源繰り入れの解消を求めているが、2016年10月からの2回の、都道府県納付金や標準保険料の試算では大幅な保険料引き上げが生じ、新たに「激変緩和」措

置を設け、市町村の一般財源の繰り入れも容認せざるを得なくなった。

しかし「激変緩和」措置などで初年度の保険料の引き上げは抑えても、次年度以降を考えると、とても「軟着陸」とは言えない。愛知での都道府県単位化の現局面を見る中で、ひきつづく運動課題を考えたい。

## 2. 県の市町村に配慮した2つの対応

愛知県の「国保運営方針」や「国保事業費納付金等の算定」では、これまでの市町村連携会議や国保運営協議会での議論も踏まえ、市町村の独自性を尊重した方針が2つある。

1つは、国が方向として示している保険料水準の統一についてで、「当面は保険料水準の統一は困難」とし、「納付金の算定においては市町村ごとの医療費水準を全て反映する」、「市町村ごとの標準保険料については、当分の間、現在の医療費水準を反映する設定を原則とする」としていることである。

2015年度の県内市町村の一人当たり医療給付費には1.7倍の格差があり、保険料水準の統一をめざせば、医療費水準の低い市町村の保険料負担が大きく増加する問題が生じている。医療給付費の格差の多くの部分は、地域の医療供給体制の状況によって生じており、県の判断は賢明と言えよう。

また県が提示する標準保険料は、市町村へは仮算定の段階での標準保険料を個別に示し、第3回の国保運営協議会で公表したが、保険料は市町村が独自に決めるもの、参考程度のものである。算定方式は、所得割・均等割・平等割の3方式としたが、これも市町村へ押し付けるものでないとしている。

2つは、「赤字解消・削減に向けた取組の方向性」で、「一般会計繰入金（法定外）のうち、決算補填等目的の額については、保険料（税）の急激な変化がないように配慮しつつ解消に努める」とし、「目標年次設定の考え方」では、保険料の収納不足による赤字は5年以内の解消・削減をめざすとした。

しかし「決算補填等目的の額（保険者の政

策によるもの）」は、「赤字市町村の政策的判断等の背景や実情等を踏まえ、計画的な解消・削減ができるよう、県と赤字市町村が個別に協議する」と期限を明記しなかった。

「保険者の政策によるもの」には「保険料の負担緩和を図るため」として、県内では54市町村中35の市町村が独自の施策を講じており、市町村に配慮した対応である。なお5年以内の解消・削減対象は3市町村のみ。

県民からのパブリックコメントへの回答の中でも、県は一般会計の法定外繰入について、4月の衆院厚労委員会で「市町村が判断すること、制度によって禁止することはできない」との答弁のあることに触れている。

また愛知県は県国保運営協議会への被保険者代表の公募枠を設けている、数少ない県のひとつ。こうした背景には先述した「高齢者医療制度改革会議」に、都道府県知事会議から当時の神田真秋愛知県知事が参加、国保の持つ「構造的問題」の解決を国に強く求めた経緯も、背景にあるものと考えられる。

## 3. 「激変緩和」措置の国の負担は不足

厚労省は都道府県に、納付金額等試算を2016年10月以降3回試算させた。1・2回目の試算は大幅な保険料の引き上げが予測され、2017年8月の第3回試算で「激変緩和」措置を取り入れた。それでも「激変」となることから、9月に一般財源繰入れを維持してでも、大幅引き上げを抑えるように指示した。

愛知県が1月29日に国保運営協議会へ提示した本算定は、2018年度の1,700億円の国の財政支援のうち1,600億円分（愛知県分125億円）を見込み、これに「激変緩和」措置の愛知県分14億円（第3回運営協議会での説明）程度が上積みされた。残りの100億円は市町村へ努力支援として交付される。

本算定結果（資料別表）は、県全体で保険料収納必要額（「激変緩和」措置後）2,071億円、1人当たり納付金額131,551円、2016年度決算比較101.11%の伸び。納付金の「激変緩和」措置は、増加率上限を医療給付費等

自然増の範囲（2016年度～2018年度103.94%）に抑えることとした。

これには54市町村の中で31市町村（57%）が該当する。激変緩和前は対16年度伸び率の最高の自治体は147.10%で、これが4%程度に抑えられる。確かに「激変緩和」であるが、この率がそのまま保険料に跳ね返れば、これらの市町村では4%近い引き上げとなり、いまでも高い保険料がさらに引き上げとなる。また「激変緩和」措置への直接的な国庫負担は14億円で、これでは上限を抑える財源は約8億円は不足（西村の推計）し、その分は納付金の伸び率の低い市町村からの「分かち合い」で賄うとした。一番低い自治体は89.59%に下がるが、89.84%に止め、0.25%を「分かち合い」に拠出させることとなった。

これら23自治体は、結局医療給付費が低いにかかわらず負担が重くなり、「平準化」に近づく。国庫負担の手当だけで「激変緩和」措置を賄えなければ、さしあたっての2018年だけ見ても「軟着陸」とは言えない。

次年度以降の「激変緩和」は、2018年度から投入される1,700億円のうち300億円程度を、追加激変緩和のための「暫定措置」として都道府県に基金を設け、これを原資として対応、その期間は6年間としている。結局これも国が手を引く手法としか思えない。

国保被保険者は低所得者が多く、他の社会保険と比べ所得に対する保険料負担の割合が高い。この構造的問題を解決する責任は国にある。大前提の問題は、今回の都道府県単位化に伴う国庫負担の支援3,400億円は定額負担であり、今後の医療費の伸びなどに対応するものとはなっていないところにある。

愛知県議会は2016年12月に国に対して、「今後の医療費の伸びに耐えうる財政基盤の確立を図るとともに、国が責任を持って必要な財源を確保すること」を求める意見書を提出しており、医療給付費の伸びに対応した国庫負担率の引き上げが必要である。

#### 4. 今は市町村での実際の対応が課題

愛知県の納付金と標準保険料の本算定が示された今、今度は市町村が納付金から公費分を差し引いた県への納付額＝標準保険料総額分と、保険事業など市町村の給付分を合わせて、市町村独自の被保険者への保険料賦課額を決定する段階に入った。

愛知県の場合、所得割・均等割・平等割・標準保険料はあくまでも参考で、市町村が資産割を入れた四方式や、所得割・均等割の二方式で対応することもかまわないとしている。また一般会計からの独自の繰り入れも、拒むものではないとしている。要は納付金を賄えれば、独自性は尊重するとしている。

国保は国民皆医療保険制度を下支えする制度であり、これから漏れる人が出ることは、皆保険の崩壊につながる。したがって、国・都道府県・市町村の取り組みによって、「誰もが保険証を持つ」「誰もが払える保険料」にすることが基本である。

第1は、所得に対する保険料負担の割合を、せめて協会けんぽ並みの負担に引き下げること。そのため国庫負担を医療給付費に対する定率負担で引き上げることが、県も市町村も一層強く要求することである。

それが実現しない段階では、都道府県や市町村での一般会計の独自繰入で、保険料を引き下げる努力を行うことが、国に国庫負担引き上げを迫るうえでも重要である。

しかし長久手市は標準保険料通り（1.47倍）の引き上げを5年かけて行うとの方向。また日進市では期間は10年としているが、これにより「2,700万円の保険税増収、法定外繰入れの削減ができる」としている。この方向ではなく、先ず一般会計からの独自繰入を続ける立場に立つことが重要である。

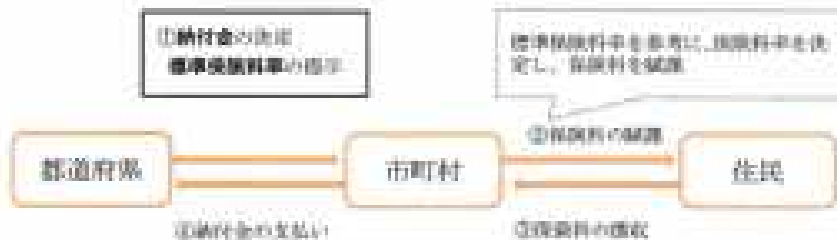
この点名古屋市は、「現行保険料水準を維持し、医療費の自然増による増減はあっても、制度変更による保険料の値上げをしないこととし、各種の保険料軽減や減免制度は継続する」「一般会計からの繰り入れも継続する」と表明している。保険料引き下げには至らな

かったが、少なくともこの立場が必要である。第2は、国保は「相互扶助」でなく「社会保障」であるとの立場を貫き、国保の構造的問

題から生じている、膨大な滞納者への対応を間違えないことである。①資格証明書発行の廃止、短期保険証の発行の改善、②保険料及

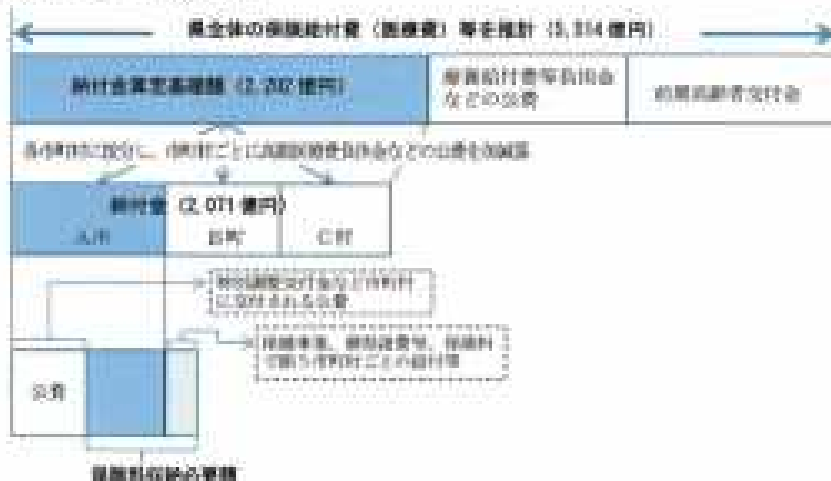
### 国民健康保険事業費納付金等の本算定結果について

#### 1 納付金等の概要



#### 2 市町村ごとの納付金額の算出の考え方

##### (1) 納付金と保険料の考え方



##### (2) 市町村ごとの納付金の按分方法



び一部負担金減免制度の改善などに、県と市町村が協力して組むことである。

愛社保協は10月下旬に県内53市町村へ、11月に名古屋市と愛知県へキャラバン要請行動で、特に国保問題を重点課題とし、一般財源

の繰り入れを続け、高い国保保険料の引き下げを要請した。地域からの運動が、国保都道府県単位化のスタート時点で国保改善への道につながることを願うものである。(了)

資料No.1-2

3) 本算定結果について

(1) 算定の前提

- 平成29年5月までの診療費をもとに、平成30年度の診療報酬改定(△1.19%)をも踏まえて推計した平成30年度の医療給付費4,316億円を算定に使用。
- 後期高齢者支援金は804億円、介護給付金は214億円と推計し、保険給付費等総額では5,514億円と推計。
- 平成30年度から拡充される国の財政支援約1,700億円のうち、特別調整交付金(市町村分)を除く、約1,000億円(本県分約135億円)を全て反映。
- 前期高齢者交付金については、1,712億円と推計。

(2) 歳入増和措置について

- 新制度導入に伴う被保険者の保険料負担の急増を回避するため、歳入増和措置を以下の内容で行う。
- 歳入増和措置については、市町村ごとの納付金額をベースに実施。
- 納付金額を被保険者数で除した1人当たり納付金額を平成29年度と比較し、増加率の上限を医療給付費等の自然増(単年で101.95%(29年度→30年度では103.84%))までとして算定。

・市町村ごとの1人当たり納付金額の比較 (単位:円)

| 市町村名 | 平成29年度決算<br>1人当たり<br>納付金額 | 本算定結果         |              |               |              |         |
|------|---------------------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------|
|      |                           | 歳入増和措置前       |              | 歳入増和措置後       |              |         |
|      |                           | 1人当たり<br>納付金額 | 対29年度<br>伸び率 | 1人当たり<br>納付金額 | 対29年度<br>伸び率 |         |
| 名古屋市 | 137,479                   | 137,188       | 99.48%       | 137,500       | 99.73%       |         |
| 中    | 豊橋市                       | 125,459       | 125,661      | 99.97%        | 125,380      | 99.30%  |
|      |                           | 岡崎市           | 131,969      | 131,940       | 99.60%       | 131,875 |
| 市    | 豊田市                       | 126,212       | 127,453      | 100.99%       | 131,189      | 103.94% |
|      |                           | 一宮市           | 125,429      | 130,546       | 104.08%      | 128,121 |
| 町    | 127,270                   | 134,960       | 105.73%      | 130,666       | 102.83%      |         |
| 村    | 130,183                   | 132,954       | 102.15%      | 131,551       | 101.11%      |         |
| 宮平町  |                           |               | 147.10%      | ⇒             | 103.84%      |         |
| 丹波町  |                           |               | 99.00%       | ⇒             | 99.84%       |         |

※1人当たり納付金額は一般被保険者分で、高齢被保険者分を含まない

(3) 本算定結果の市町村への情報提供

1月15日…市町村国保担当課長会議において算定結果を説明

国保事業費納付金本算定結果(平成30年1月実施)

| 市町村     | 平成30年度国保事業費納付金本算定結果  |                         | (参考)<br>29年度決算<br>1人当たり<br>納付金相当額 |           |
|---------|----------------------|-------------------------|-----------------------------------|-----------|
|         | 1人当たり<br>納付金額<br>(円) | 29年度<br>1人当たり<br>納付金増加率 | 納付金額<br>(千円)                      | 納付金額      |
| 1 名古屋市  | 137,600              | 99.73%                  | 99,000                            | 137,600   |
| 2 豊橋市   | 123,380              | 94.20%                  | 131,171                           | 123,380   |
| 3 岡崎市   | 131,815              | 94.85%                  | 139,331                           | 131,815   |
| 4 一宮市   | 123,270              | 99.27%                  | 123,270                           | 123,270   |
| 5 瀬戸市   | 126,984              | 103.84%                 | 122,288                           | 126,984   |
| 6 半田市   | 125,488              | 103.84%                 | 120,800                           | 125,488   |
| 7 春日井市  | 134,680              | 103.94%                 | 130,500                           | 134,680   |
| 8 豊田西   | 123,932              | 101.09%                 | 122,540                           | 123,932   |
| 9 豊橋南   | 129,120              | 102.94%                 | 125,400                           | 129,120   |
| 10 豊橋市  | 133,400              | 102.94%                 | 129,600                           | 133,400   |
| 11 羽市町  | 134,420              | 103.94%                 | 129,300                           | 134,420   |
| 12 豊田南  | 131,180              | 103.94%                 | 126,200                           | 131,180   |
| 13 豊橋市  | 131,180              | 103.94%                 | 126,200                           | 131,180   |
| 14 豊橋市  | 134,880              | 100.46%                 | 134,200                           | 134,880   |
| 15 豊橋市  | 134,370              | 99.40%                  | 134,200                           | 134,370   |
| 16 犬山市  | 120,930              | 103.84%                 | 116,500                           | 120,930   |
| 17 常滑市  | 127,222              | 103.84%                 | 122,400                           | 127,222   |
| 18 岡崎市  | 124,481              | 103.26%                 | 120,500                           | 124,481   |
| 19 小牧市  | 133,393              | 100.94%                 | 132,000                           | 133,393   |
| 20 稲沢市  | 126,428              | 103.63%                 | 122,000                           | 126,428   |
| 21 新城市  | 117,821              | 100.17%                 | 117,600                           | 117,821   |
| 22 津島市  | 130,907              | 103.94%                 | 126,000                           | 130,907   |
| 23 犬伏町  | 137,600              | 103.94%                 | 132,400                           | 137,600   |
| 24 岡崎市  | 124,689              | 103.94%                 | 120,000                           | 124,689   |
| 25 岡崎市  | 129,280              | 103.94%                 | 124,400                           | 129,280   |
| 26 豊橋南南 | 129,302              | 103.94%                 | 124,400                           | 129,302   |
| 27 岡崎市  | 130,660              | 99.40%                  | 130,200                           | 130,660   |
| 28 豊橋市  | 125,662              | 99.20%                  | 125,400                           | 125,662   |
| 29 豊橋市  | 130,396              | 103.84%                 | 125,600                           | 130,396   |
| 30 岡崎市  | 124,880              | 103.84%                 | 120,200                           | 124,880   |
| 合計      |                      |                         | 2,013,200                         | 2,013,200 |

| 市町村      | 平成30年度国保事業費納付金本算定結果  |                         | (参考)<br>29年度決算<br>1人当たり<br>納付金相当額 |           |
|----------|----------------------|-------------------------|-----------------------------------|-----------|
|          | 1人当たり<br>納付金額<br>(円) | 29年度<br>1人当たり<br>納付金増加率 | 納付金額<br>(千円)                      | 納付金額      |
| 31 岡崎市   | 137,238              | 98.75%                  | 139,270                           | 137,238   |
| 32 豊橋市   | 130,303              | 103.84%                 | 125,900                           | 130,303   |
| 33 岡崎市   | 134,381              | 99.84%                  | 134,540                           | 134,381   |
| 34 北名古屋市 | 127,719              | 103.94%                 | 122,800                           | 127,719   |
| 35 津島市   | 131,670              | 103.94%                 | 126,700                           | 131,670   |
| 36 春日井市  | 124,800              | 103.84%                 | 120,100                           | 124,800   |
| 37 豊橋市   | 126,104              | 101.17%                 | 124,600                           | 126,104   |
| 38 豊田市   | 138,884              | 103.84%                 | 133,800                           | 138,884   |
| 39 豊橋市   | 131,234              | 103.84%                 | 126,400                           | 131,234   |
| 40 豊橋市   | 120,388              | 103.84%                 | 116,000                           | 120,388   |
| 41 犬伏町   | 140,348              | 102.85%                 | 136,900                           | 140,348   |
| 42 北濃町   | 127,564              | 103.84%                 | 122,800                           | 127,564   |
| 43 犬伏町   | 124,513              | 101.12%                 | 123,100                           | 124,513   |
| 44 豊橋市   | 126,721              | 103.84%                 | 122,000                           | 126,721   |
| 45 豊橋市   | 130,929              | 103.84%                 | 126,000                           | 130,929   |
| 46 岡崎市   | 118,733              | 103.94%                 | 114,200                           | 118,733   |
| 47 豊橋市   | 128,751              | 103.84%                 | 124,000                           | 128,751   |
| 48 岡崎市   | 120,883              | 99.88%                  | 120,800                           | 120,883   |
| 49 豊橋市   | 128,243              | 103.21%                 | 124,200                           | 128,243   |
| 50 豊橋市   | 120,808              | 103.84%                 | 116,400                           | 120,808   |
| 51 豊橋市   | 128,901              | 103.40%                 | 124,500                           | 128,901   |
| 52 豊橋市   | 109,243              | 103.84%                 | 105,200                           | 109,243   |
| 53 豊橋市   | 111,447              | 99.84%                  | 111,200                           | 111,447   |
| 54 豊橋市   | 92,212               | 103.84%                 | 89,000                            | 92,212    |
| 合計       | 131,251              | 101.01%                 | 1,200,200                         | 2,013,200 |

注1 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注2 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。注1と同様であるが、注1とは異なる。

注3 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注4 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注5 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注6 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注7 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注8 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注9 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注10 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注11 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注12 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注13 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注14 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注15 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注16 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注17 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注18 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注19 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注20 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注21 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注22 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注23 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注24 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注25 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注26 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注27 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注28 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注29 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注30 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注31 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注32 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注33 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注34 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

注35 1人当たり納付金相当額は、国保事業費を1人当たりで割ったものである。

# 瀬戸市の「小中一貫校・小中一貫教育」問題

学校統廃合と小中一貫教育を考える瀬戸市民の会  
原田千育

## (1) 瀬戸市の計画

昨年度瀬戸市は「小中一貫校」計画を急に出してきた。小中一貫教育が制度化された「改正学校教育法」が4月に施行され、文科省が「小中一貫教育・学校施設の複合化に関する施設計画・設計プロセス構築支援事業」のモデル校を募集し、瀬戸市が委託を受けたことがきっかけである。

瀬戸市の東端の祖東中学校と古瀬戸小・東明小・祖母懐小と尾張瀬戸駅裏の中心市街地にある本山中学校と深川小・道泉小の7校を一つにするという計画である。2020年（平成32年）4月開校予定。

## これまでの経過 — 拙速に進める市

2016年

- 5月 各校PTA役員への説明会
- 6月 各校区に適正配置についての地元説明会
- 7月 議会報告会（厚生文教委員会）で「小中一貫校」を議題にし、グループに分かれて、住民が意見表明。この時は「まだ決定事項ではない」と言っていた。
- 8月 推進するための「瀬戸市小中一貫校施設整備委員会」が開催され、2中学校と5小学校を1校にし、祖東中学と隣接する東公園の敷地に建てるという計画が公表された。
- 9月 市教委主催の市民フォーラムで「小中一貫校」のパネルディスカッションがあり、バラ色の計画がアピールされた。
- 10月 各対象校区で住民説明会
- 11月 反対意見の多い道泉地区を5日間に分けて住民説明会。「1.5km以内は徒歩で、それ以上はスクールバス」という

説明を受け、さらに反対意見が多数出た。

第2回「施設整備委員会」が開かれ、「関連校区以外の市民や教職員、また未就学児の親などにも説明会をした方が良い」という意見も出た。

## この計画の問題点

- ①まず、2中学校区と5小学校区を一つにするので広範囲になり、小学生にとって通学距離が長くなり、交通事故も心配である。
- ②学校が遠くなると、外遊びの時間や家での学習時間が短くなる。
- ③小中一貫校の効果は実証されておらず、小規模校の方がよりきめ細かな教育が実施できる。
- ④6年生が最高学年として活躍できる重要な節目を体験できない。
- ⑤中心市街地から学校が無くなると、若い世代が瀬戸に住まなくなり、ますます市が寂れてしまう。
- ⑥瀬戸の町づくりとも関連する問題なのに、関連校区以外には、説明されておらず、市民の合意が取れていない。
- ⑦子どもの教育のことより、経済効率が優先されている。など。

## (2) 市民の運動

### —— 学校統廃合と小中一貫教育を考える瀬戸市民の会

10月2日に日本福祉大学の山口正教授を招いて、学習会を開催した。30名の参加者があった。そこで分かったことは、小規模校の方が良い教育ができるのに、統廃合して大規模校を作ろうとしている。「隣接学校選択制」を実施してきて、校区の偏りができ、少人数の



学校にはますます拍車がかかった。「小中一貫校」ができたならそのまま続けると定数が崩れ、成り立たなくなるので、「隣接学校選択制」を見直すというご都合主義が見える。本音は経済効率優先ということがはっきりした。教師がますます忙しくなるなどの意見が出された。

「学校統廃合と小中一貫教育を考える瀬戸市民の会」を立ち上げることが決まった。10月15日に世話人準備会をし、「小中一貫校計画の見直し」を求めていくことを確認し、今年中に大きな規模の学習会を実施し、地域にチラシをまくことを決めた。11月3日の世話人会で、12月18日に名古屋大学大学院教授の中嶋哲彦先生を招いて学習会を開くことが承認された。それ以後原則として月1回事務局会と世話人会を持っている。また、瀬戸市教職員労働組合は、独自に瀬戸市教員組合に懇談を申し入れ、5つの連合自治会長やPTA会長などに資料を届けた。

### ◆道泉連区学校を守る会

2016年11月に反対意見が多い道泉連区に、5回に分けて瀬戸市の説明会が行われた。しかし、住民は納得できず、ますます反対の声が多くなってきた。特に「通学が遠くなるが、大人の足でも50分かかる」「尾張瀬戸駅の近くの、学校をなくしたら町がさびれる」「学校や駅に近いので、ここに家を建てたのに」など、多くの反対の声があがっている。PTAの中で反対意見の人が中心となり、12月4日に「道泉連区学校を守る会」が立ち上がった。

### ◆学習会（講師 中嶋哲彦先生）

12月18日に名古屋大学大学院教授の中嶋哲彦先生を招いて学習会を開いた。チラシは道泉連区を中心に千枚ぐらい配布した。当日は道泉連区の方をはじめ、37名の参加だった。先生は、道泉・深川から祖母懐を歩いて会場の文化センターに到着された。その意気込みに感動し、お話にも引き込まれた。やはり、

子どものことよりも、経済効率を優先した計画であることがはっきり分かった。小中一貫校になると教員数が減り、乗り入れ授業をやるには瀬戸市が人件費を持ち出さないとできないことも知った。道泉連区の方々も運動することに確信がもてたと思った。

### ◆請願署名スタート

2017年1月15日の道泉連区学校を守る会で、「瀬戸市小中一貫校施設整備計画の見直しを求める請願書」に取り組むことが決まった。3月議会に出すには2月10日が締め切りなので、当初の目標は3000筆としスタートした。連日の行動で、町内ごとに担当を決め、何パーセント到達したかという表までできたそうだ。2月10日の提出日には、1万100筆が集まった。

該当学区以外の市民はこの計画を知らない人が多く、自分とは関係ないと思っている人がみえたが、この署名活動で徐々に市民の中にも関心が広がっていった。市が全市に小中一貫校を広める方針であることや強引なやり方で計画を進めていることを話すと、計画反対の意思表示をする人がぐんと多くなった。

### ◆シンポジウム

2017年2月5日にシンポジウム「学校は地域の宝 地域の絆」を実施した。パネラーは、地域の道泉・古瀬戸・深川から一人ずつ、市議員、日本福祉大学教授の山口正先生、コーディネーターは愛知工業大学准教授の川口洋誉先生にお願いした。チラシは道泉の協力もあり、たくさん配布できた。

当日は参加者が58名で、署名も当日84筆集まった。それぞれのパネラーのお話は事前打ち合わせをしたこともあり、とても好評だった。道泉の方は署名に取り組むことになった経過や存続の思い、古瀬戸の方は現状と自分の出身小学校が廃校になった話、深川の方は小さい学校の良さ、市議はこの計画の経過や小中一貫教育の内容、山口正先生は、課題に向き合う住民・自治体の事例などを話しても

らった。

参加者の発言も次々にあり、「小さな学校で子どもが安心して生活している」「いまの学校で子どもをのびのび育てたい」「学校が近いので引っ越して来たのに、署名をがんばります」「住民の合意を無視した計画には納得できない」など、発言でも大いに盛り上がった。

#### ◆全国交流集會に初参加

2017年2月26日に京都で「学校統廃合と小中一貫教育を考える第7回全国交流集會」が開かれた。瀬戸からは道泉の方6名と市民の会事務局2名と市議員1名の合計9名が初参加した。分科会にレポートを持参し、発言もさせてもらった。3月26日に和光大学教授の山本由美先生に講演を依頼しているので、あいさつもしてきた。政府や文科省の「行政指導」によって、全国に小中一貫校づくりの嵐が吹き荒れていることが実感でき、各地で住民運動が取り組まれていることに励まされた。

#### ◆瀬戸市に対する活動

住民の反対運動を意識してなのか、この間、瀬戸市は施設整備委員会・ワークショップ・意見交換会・説明会などを次々に行っている。私たちはできるだけ傍聴・参加するようにした。2月19日に未就学児の保護者向け説明会があり120名もの参加があった。学校統廃合に不安な声がたくさん出されたそうだ。

3月議會が始まり、2日に請願の紹介議員が主旨説明をした。とても内容が格調高く素晴らしい主張だった。

3月14日に議會的厚生文教委員会があり、請願の代表者が意見陳述をした。24日には本會議での採決があった。紹介議員の2名のみが賛成で他の議員は反対し、請願は否決された。

#### ◆学習会（講師 山本由美先生・美濃部あけみ先生）

3月26日に和光大学教授の山本由美先生を

招いて学習会をした。62名の参加だった。瀬戸市の統廃合は統合の必要性などなく、補助金目当てで計画を急いだ、全国第2位の広大な統廃合計画であることが分かった。方法しだいでは、計画を止められるという話も出た。

8月5日には大阪細郷学園の美濃部あけみ先生を招いて、実際に小中一貫校で教育を実践してみたの体験を話してもらった。参加者は33名だった。何校かの学校を統合し、新しい学校を作りあげていくことの困難を実際の例を挙げて細々と話してもらった。

#### ◆公開質問状

その後、瀬戸市は「開校準備委員会」を開いてイメージ図や設計図（案）などを公開した。数かずの疑問や不備が出てくるが、一般市民は発言する場もないので、「公開質問状」を出すことにした。

文書回答はなく、代表2名が市教委へ行き懇談した時の回答である。まだ詳細は決まっておらず、検討中という回答が多かった。次の質問状を考えていく方向である。

この間に「道泉連区学校を守る会」は解散した。しかし、その中心メンバーの方が道泉地区協議会の一員として入ることができた。その會議録は「瀬戸発！まるっと、地域力」のサイトで公開されている。市教委は議會のお墨付きをもらったという勢いで、強引に進めている。市民は「もうできることに決まったのでしょ。」と諦めムードがある。また、一市民が教育委員会に「見直しを求める請願」を出したが、9月定例教育委員会では委員全員一致で不採択になった。

2018年2月18日に愛知県で「学校統廃合と小中一貫教育を考える第8回全国交流集會」が開催されることになった。そのプレ集會として、昨年11月26（日）には瀬戸市のパルティ瀬戸で「小中一貫校シンポジウム」が開かれた。（了）

## ★東海ローカルネットワーク

### 【愛知】

#### ○豊田で郵便運配が相次ぐ

##### 12月中旬投函の年賀状も

豊田市の一部地域で郵便物の遅配があり、住民から不満が出ている。昨年11月ごろに遅配が起きた際、日本郵便東海支社は「遅配は解消した」としていたが、12月中旬に投函（とうかん）した年賀状が元日に届かないケースも出ている。東海支社によると、豊田郵便局管内の豊田市土橋町と山之手で昨年11月中旬に遅配が起き、住民から10件の苦情が寄せられた。同支社は遅配の理由として、お歳暮シーズンで郵便物が急増したうえ、不慣れな新規契約社員が担当していたと説明している。また、中日新聞社には12月に入り、大学の入学願書や株式配当の通知が届かないという苦情が複数あり、「出欠に締め切りのある会合の通知が、締め切り後に届いた」との声もあった。（2018年1月6日中日新聞愛知版）

#### ○小中14校にエアコン設置方針／犬山市

犬山市は2019年度から三年計画で、市内の小中学校計14校の普通教室と音楽室にエアコンを取り付ける。総額6億1800万円をかけて、30度を超える夏の教室内の環境を改善する。山田拓郎市長が10日の年頭会見で方針を発表した。エアコン設置の日程は、18年度は設計に充て、工事は19年度の中学校（計4校）から始める。その後、小学校（計10校）への設置に移り、21年度までの3年間で全ての工事を終える。工事費のうち3分の1は国の補助を見込んでいる。対象となるのは、普通教室が小学校百68室、中学校67室。音楽室は小学校12室、中学校5室。（2018年1月11日中日新聞愛知版）

#### ○100年前の植物標本再生

##### 西尾市民ら修復

大正、昭和期に三河地方を中心に採集された植物標本1000点ほどが見つかり、西尾市の市民らによる修復作業を経て「百年前の植物標本」としてよみがえった。専門家も「当時の自然環境を知る上で貴重な資料」と評価。岡崎市の小学校で展示後、博物館や学校などへ贈ることを検討している。標本は岡崎市や西尾市の小学校教員だった早川三雄（1906～65年）が20～50年代、教材や研究材料として作製。早川は三河の植物研究者らでつくる「山草同好会」の会員で、国内で「植物学の父」とされる植物学者牧野富太郎とも交流があったとみられる。標本にはA3サイズの用紙に植物が貼られ、左下に植物名や採集した日、場所が記されている。カノコソウやイワタバコなどの多年草、ササユリ、エゾギク、テングサやフノリなどの海藻類があり、当時、三重県の天然記念物だったムカデランなど珍しい種も。採集地は三河が中心

だが、滋賀、静岡県なども含まれる。10年ほど前、岡崎市の早川の自宅を親族が改築した際、倉庫にあったブリキ製の箱から標本が見つかり、地元住民が保管していた。（2018年1月13日中日新聞愛知版）

#### ○農園レストランが日進に開業へ

##### 規制緩和で県内初／日進市

日進市で市民農園などを運営する農業生産法人「郊外田園クラブ」が20日、同市赤池町に農園レストラン「サバーヴィアン」を開業する。農業の国家戦略特区指定による規制緩和を活用した県内1号店。田園風景を眺めながら、旬の採れたて野菜を中心にした「大切な家族や友人に毎日食べさせたい料理」がコンセプトだ。▽本来なら、この地域は農地保全のための「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」により、農業用施設しか建てることができない。昨年1月、同クラブの要請で市が国の戦略特区の指定を受け、レストランの建設が可能になった。（2018年1月17日朝日新聞愛知版）

#### ○名古屋市観光客が過去最多更新

##### 横浜、神戸上回る

「行きたくない街ナンバーワン」返上か——。名古屋市に2016年度に訪れた観光客の推計は4727万人（前年度比396万人増）で、4年連続で過去最多を更新したことが市の調査で分かった。観光の「ライバル」の横浜市や神戸市を上回ったという。調査は05年度開始。16年度は市内83カ所の主な観光施設やイベントに訪れた観光客の実数を元に、市が推計した。本丸御殿の対面所などの公開が始まった名古屋城や、「あいちトリエンナーレ」の会場で来場者が倍増（31万人）した市美術館などが押し上げたという。（2018年1月24日朝日新聞愛知版）

### 【岐阜】

#### ○長良川おんぱく

##### 初めての2、3月開催／岐阜市

長良川流域で文化体験を楽しむ毎秋恒例の「長良川おんぱく」が、初めて2、3月に開かれる。春の訪れを待つ時期ならではの長良川の「深み」を味わってほしいといい、岐阜市のまちづくりNPO法人「ORGAN」の主催。2月3日～3月31日。岐阜、羽島、郡上などの長良川流域を舞台に、飲食や町歩きを楽しめる29プログラムが用意されている。蔵開きをしたばかりの新酒を飲み比べたり、「金華山研究家」の案内で金華山を歩いたり、個性豊かな企画が並ぶ。郡上市の冬の風物詩である郡上本染で描かれたこのぼりを川にさらす「寒ざらし」の見学など、この時期ならではのプログラムもある。（2018年1月18日朝日新聞岐阜版）

## ○問屋町を再び元気に

### 若い世代に町PR／岐阜市

「岐阜の玄関口（JR岐阜駅）の真ん前にあって暗いシャッター街のイメージが定着してしまっている」「寂れたまま時間が止まっている」。岐阜市問屋町の現状を率直にそう表現する地元の若手店主らが、何とか町に元気を取り戻そうと取り組みを進めている。「Tonya（問屋）EXPO」と題して大規模な集客イベントを計画、今年は2、7、10月の3度にわたり催す。中心メンバーは「問屋町に新たな価値を創造し、世界へ発信したい」と意気込む。岐阜駅北側の金華橋通りを挟んで東西に広がる問屋町。かつて「世界中のバイヤーが訪れる日本一の（繊維）問屋街」と名をはせ、岐阜アパレルの中心地として戦後の県都の発展をけん引してきた。（2018年1月21日岐阜新聞）

## ○風力発電にイヌワシ衝突の恐れ

### …計画中止の声も／関ヶ原町

民間企業が大規模風力発電施設の建設を計画する滋賀県米原市と岐阜県関ヶ原町にまたがる山林に、絶滅危惧種のイヌワシが生息しているとして、保護活動に取り組む「日本イヌワシ研究会」（東京都）が事業の中止を求めている。「発電用風車にイヌワシが衝突死（バードストライク）する恐れがある」などと主張し、滋賀、岐阜両県や米原市、関ヶ原町などに中止を勧告するよう意見書を提出した。建設は全国で再生可能エネルギー事業を展開する「ジャパン・リニューアブル・エナジー（JRE）」（同）が計画。両市町の山林164.4ヘクタールに高さ最大150メートルの風車を7基設置する。最大出力は2万3800キロ・ワットで、2021年度の運用開始を目指す。既に11月10日に環境影響評価法に基づく環境配慮書を県に送付している。（2018年1月26日読売新聞岐阜版）

## ○匠の技を支える道具伝承

### 当初予算案に調査費計上／岐阜県

県は新年度、県内の伝統的な工芸、建築などに必要な道具の保存と伝承に乗り出す。工芸品や職人、技術を受け継ぐ取り組みはすでに行われているが、「匠（たくみ）の技を支える『道具』に焦点を当てる事業は、全国にもほとんど例がない」（県文化創造課）という。新年度の一般会計当初予算案に関連費を盛り込む。岐阜市に伝わる「岐阜提灯（ちょうちん）」の場合、竹ひごを巻いて和紙を張り付けるために使う「張り型」などが不可欠。岐阜和傘も、骨を組む時に使う台座など特殊な器具が多い。これらの道具は作る業者に限られている一方、後継者のいない職人が処分してしまうケースもある。道具の調達が障壁となり、伝統を受け継ぐ人が少なくなる恐れがあることから、県が保存に乗り出すことにした。（2018年1月31日中日新聞岐阜版）

## 【三重】

### ○県志摩病院が間崎島で初の巡回診療

#### 医師おらず高齢化進み／志摩市

県立志摩病院（志摩市阿児町）は11日、志摩市の英虞湾にある離島・間崎島で巡回診療を始めた。県立病院が定期的な巡回診療をするのは初めて。住民基本台帳によると、昨年6月現在で間崎島の人口は49世帯、81人で、高齢化率は約80%。島内に病院や診療所はなく、市内の開業医の訪問診療を利用する以外は、定期船などで島外に通院するしかなかった。島民から巡回診療を求める声が上がリ、毎月第2木曜の巡回診療を決めた。初日は、内科医と看護師、事務職員の計8人が定期船で島に渡り、間崎島開発総合センターに臨時診察室を開設。早速、70～80代の島民8人が受診した。（2018年1月12日中日新聞三重版）

## ○伊賀の小中学校

### 年度から土曜授業を完全廃止へ

三重県の伊賀市教委は16日の市議会全員協議会で、小中学校の土曜授業を平成30年度から廃止することを明らかにした。教職員の負担軽減などが目的。一方で夏休みを短縮することで学習時間は確保する。県内では全ての市町で土曜授業を実施している。▽市教委は27年度から土曜授業を実施。夏休みなどを除く第3土曜日の午前中に、年間で8～10日間にわたって実施してきた。来年度からは土曜授業を廃止する代わりに夏休みを4日間短縮。2学期の始まりを4日前倒して8月28日からとする。▽市教委は「土曜授業は3年を迎えて定着しつつあるが狙い通りに学力が向上しなかった。子どもたちや保護者から学習と捉えていない面もある。教職員にとっても同じ週に代休を取得することは難しかった。2学期の前倒して学力向上を図る」としている。（2018年1月17日伊勢新聞）

## ○大石誠之助、新宮の名誉市民に

### 大逆事件で刑死の医師／新宮市

大逆事件で冤罪（えんざい）ながら刑死した新宮市の医師大石誠之助（1867～1911年）が、「平和・博愛・自由・人権」を訴えた功績により新宮市名誉市民として認められた。市議会議場で24日、称号授与式があり、田岡実千年市長から大石のおいで文化学院創設者西村伊作の孫立花利根さん（81）＝千葉県市川市＝に表彰状が贈られた。議場には議員や市幹部が集まり、立花さんを拍手で出迎え。全員で大石に対して黙とうをささげた後、議長席のある最上段で表彰状が手渡された。田岡市長は「大石からは今生きるわれわれが学ぶべきものが多くある。功績を内外に発信し、いっそうの顕彰に努めたい」と決意を表明した。▽長年にわたり大石らの名誉回復に努める「『大逆事件』の犠牲者を顕彰する会」の二河通夫会長（87）は「歴史の一こまが動いた感を強くし、感無量」とのコメントを出した。（2018年1月25日中日新聞三重版）

## ●研究会報告

### 第2回地域経済の将来を考える研究会報告

今回は、名城大学の井内尚樹先生および永井和彦会員からご報告をして頂きました。井内先生からは、留学の経験をもとに再生可能エネルギーを含めたヨーロッパの動きについて報告して頂きました。これからの地域経済を考える上で非常に重要なテーマです。永井氏からは、来年の愛知県知事選挙を踏まえて、現大村県政の問題について報告して頂きました。現県政の問題が浮き彫りとなりました。以下で研究会報告の内容を紹介いたします。

#### ヨーロッパはいまどう動いているか 報告者：井内尚樹

2008年10月から2009年10月までの1年間と2016年9月から2017年3月までの半年間、他にも短期的に調査を重ねてきました。最先端のエネルギー事情を見てきました。直近の留学では、フランスを拠点にドイツの南の方の再生可能エネルギー地域を見てきました。

#### フランスにおけるいくつかの変化 —留学経験を中心に—

まずはヨーロッパにおけるいくつかの変化についてです。今回の留学で実感したことをいくつか紹介します。1つ目はテレビ番組についてです。2008年からの留学の時は、テレビの公共放送で労働組合と資本家階級との討論番組がやっていました。しかし、2007年にサルコジが大統領になってからは、徐々にテレビ局の人事に介入するようになり、政権を批判することが難しくなりました。今回の留学でその変化を実感しました。

2つ目に原発の問題です。フランスで稼働している中で一番古い原発は、ライン川にあるフェッセンハイム原子力発電所です。オランダが大統領になった時にはこれをすぐに廃炉にすると公約していましたが、現在も動いています。それは、国有企業における労働組合からの反発を招いたからです。他方で、ドイツは原発をやめました。一極集中のエネルギー生産をする原発を続けるかどうかなどによって経済システムが大きく変わってきます。

中央集権型経済システムか分散ネットワーク型システムかで分かれます。現在の日本の巨大なインフラを作ろうとする動きはどう評価すべきでしょうか。

3つ目にフランスの労働状況についてです。フランスの「日曜営業」についてです。サルコジが大統領の時に「働きたい者がより働き、より稼ぐ」という考えの下で「日曜営業」が提案されました。当時は世間からの反発が強く、左派からも右派からも相手にされていませんでした。しかし、オランダによって「日曜営業法」の緩和が進められました。2008年の留学の時、観光地以外で「日曜営業」は見当たりませんでした。しかし、今回の留学で「日曜営業」が定着し始めていることを実感しました。大型スーパーによる「日曜営業」を皮切りに全国で増えてきています。働き手は主として大学生です。また、食生活の面から労働状況を見ます。従来、フランスでは前菜から始まるコース料理でゆっくりと食事をしていました。しかし現在は、冷凍食品などが広がってきています。働く時間が増えて、ゆっくりとした食事ができなくなっているということが見て取れます。

#### ヨーロッパにおける地域経済のあり方について

再生可能エネルギー地域は主として都市部ではなく、中山間地です。地域資源を利活用して、固定価格買取制度（FIT）で収入を得ています。そこに雇用が生まれ、地域の中小企業が活躍をしています。また、地域が元氣

になったのは、チェルノブイリの事故以降のことです。どこの地域も2000年以降からの取り組みです。昔からではありません。そのため、日本においても真剣な取り組みをすれば中山間地でも豊かになることは可能です。

ヨーロッパでは、徹底した省エネ、太陽光・熱利用、風力発電、ミニ水力発電、牧草などを利用したバイオマス発電・熱供給、木質バイオマスボイラーによる熱供給網など、地域資源を利用してエネルギーを生み出しています。さらに住居は、トリプルサッシや外断熱等によって消費するエネルギーが少なく済みます。それぞれの地域の特色に合わせた資源の利活用によって、地域経済は豊かになり、人口は微増傾向です。

ところで、オーストリアにある再生可能エネルギーを自給しているランゲンエッグ村では、エネルギーを自給するだけでなく、地域通貨「タレント」を使って循環型の地域経済を進めています。この村は1000人規模と小さいため、コンビニやスーパーが成り立ちません。そのため、地域住民によるお店づくりが行われています。

最近のバイオマスプラントについてですが、ドイツで増えているバイオマス発電は150kw以下のものです。5000kw以上のものはほとんど増えていません。しかし日本では、競うように大型の物が多く作られ続けています。その結果、大型なためチップが足りずに海外から燃料を輸入しています。さらに、再生可能エネルギーの普及と言っても、大規模なインフラ構造からの転換は疎かにされています。日本は、小規模分散のインフラ構造で豊かな地域経済を作っているドイツとは全く違う方向へ進んでいます。

これからは小規模分散型のインフラ構造を作りあげながら、それに相応しい中小企業が出来上がっていくような地域経済を作っていく必要があるでしょう。

## <コメント>

・再生可能エネルギー普及の取り組みは、ただハードが出来上がるだけではなく、住民の

学習が重要です。

・愛知の一部の市町村でも新城市など、自分たちでエネルギーを作った方が良いという動きは少しずつ出てきました。

## 「愛知県政をめぐる特徴と今後の課題」

報告者：永井和彦

### 1. 愛知県政の基本的な姿勢

愛知県政の基本的な姿勢は、リニアを起爆剤として、日本の発展を牽引する「中京大都市圏」―スーパー・メガリージョンのセンターとしての機能を目指すことにあります。首都圏及び関西圏を含めて約7千万人の「中京大都市圏」です。大村知事は知事になった当初から、大阪や東京を巻き込んだ世界で「戦える」大都市を目指すと言明しておりました。2018年度の「国の施策・取組に対する愛知県からの要請」からもわかるように、要請の1番目は「リニア・インパクト」を生かした「中京大都市圏」です。リニア開通を見据えた予算要求の柱建てとなっています。「あいちビジョン2020」では、リニアを中心とした大規模開発を進めようとしていることがわかります。これとセットになっている「しなやか県庁創造プラン」による行政改革は、「あいちビジョン2020」を推進する行財政体制の確立を目標としています。これらビジョンやプランに、大村知事の Manifesto の「あいち重点政策ファイル300プラス1」を含めた3つによって予算編成の作業が進められています。

### 2. 大型開発事業、大企業奉仕型施策

現在進められようとしている施策の1番は大型開発事業や大企業奉仕型施策でしょう。2017年から工事が始まった国際展示場は、運営権が売却されて民間による運営となります。国際展示場の稼働率25%と設定して、初めの5年間は、それを下回る分だけ県が民間事業者の赤字を補填します。運営権の売却金を赤字補填に活用します。売却された6年目以降

は、総低収入の15%を下回った分を補填し、上回った分を県に納めてもらいます。現在はこのような計画が進められています。また、県と常滑市が国へ申請していた空港島周辺の「都市再生緊急整備地域」指定が通りました。これによって、容積率の緩和などによって規制が緩和されました。

カジノを含む統合型リゾート施設の誘致も問題です。国際観光都市を目指すべく取組みの一環として進めようとしています。研究会なども着実に行われています。

また、大企業奉仕の典型として、愛知県がトヨタテストコースの用地造成工事を行っています。さらに県は水素ステーションに補助金を出しています。県は、2015～2016年度の間に水素ステーションの整備費や需要創出活動費補助金として6億7882万円を出しました。今後県は、水素ステーションのみでなく電気自動車の充電所も補助金を出して増やしていく方針です。他にもMRJの駐機場への補助を出すなど大企業奉仕を進めています。

### 3. 行政のあり方

次に、行政のあり方の問題です。愛知県の前算における民生費、衛生費、教育費は全国的に見て、それぞれ41位、43位、45位と最低クラスです。中学校費や高等学校費では47位です。また、障害者雇用の比率は46位と非常に低いです。他方で、自動運転などには率先してお金をつぎこんで実験をやっています。また、行政の手法として国家戦略特区を使つての規制緩和を進めています。国家戦略特区により学校で初めて指定管理者制度を活用しました。県費で愛知総合工科高校に高額機器を導入しました。また、この高校に大企業が講師を派遣しています。そして、学んだ学生が大企業に就職していくという構造ができていくように思います。

PFIによる民間活力の活用も進んでいます。平針運転免許試験場の建て替えから運営までをPFIで行おうとしています。さらに、試験場を高層の建物に建て替え、余った土地を民

間に売却する計画です。県営の東浦住宅も問題です。県営住宅を高層化して土地を売却しようとしています。

つまり、民間の大企業が儲かる仕組みづくりが行政上の問題としてあります。

### 4. 大村知事の考えや取組み

地方分権に対して非常に積極的です。憲法改定に関しても地方自治については熱心です。地方分権には、次のような立場があると考えられます。①グローバル経済の下で国のスリム化を目指す、②国と地方を切り離して地方の自己責任による規制緩和、公務の産業化、市場原理主義の導入、③憲法の地方自治を実現する、です。大村知事は②の考え方です。また、大村知事は、典型的なトリクルダウン論者です。さらに、大企業のために外国へのトップセールスも頻繁に行っています。日米同盟については、その強化が愛知の経済発展へとつながると考えていることが記者会見での発言等から読み取れます。

### 5. 住民要求

住民要求としては、次の12項目が挙げられます。①県民のいのちと暮らし、福祉、医療を守るために全力を、②中小企業の元気が、元気な愛知をつくる、③県民がいきいき働けるルールを、④青年が希望を持って働き、学べる愛知に、⑤どの子ども生き生き学ぶことができる教育・学校づくりを、⑥県民が安心して暮らせる環境にやさしい持続可能な愛知づくり、⑦食の安全、県土を守る豊かな農林漁業、⑧地震・風水害、原発災害から県民を守る、⑨女性の人権を尊重し、男女平等社会を推進する、⑩文化、芸術、スポーツが光る愛知を、⑪中京大都市圏ではなく、市町村自治と住民生活を応援する、⑫政府へ「戦争法」廃止を求め、憲法9条が生きる平和な愛知を、が要求されています。

### 6. 今後の課題

今後の課題は、①大規模な開発ではなく、

医療・福祉・教育に重点を置く、②新たな産業の誘致ではなく、愛知県内のさまざまな資源を生かした経済発展を展望する、③愛知県の自然、歴史、文化を守る、④憲法9条を持つ国の地方自治体として平和県政を実現し、非核・平和を世界に発信する、⑤民主的な自治体運営を進める、⑥愛知県での野党共闘を目指す取り組みの発展、ではないでしょうか。

### <コメント>

・大村知事の行政手法は完全なトップダウン方式です。大村知事がやることを細かく指示しています。そのせいもあり、最近では、県職員の自分で考える力が落ちてきているのではないかと思います。職員づくりをしなければいけないということは幹部にも問題意識があるようです。しかし、行革プランとセットになっていることもあってなかなか進みにくいという風を感じています。また、国際展示場は将来お荷物になることが目に見えています。それと、新しい施設を作る際に、PFIなどの民間手法が絡んでなければなかなか予算が付かないようになっています。

・効率を重視して利用率の低い地域の保健所などの出先機関を閉鎖しようとしています。こういうところに県の姿勢が出ていると感じます。

・「都市再生緊急整備地域」というところは、もともと中部臨空都市事業の事業地域でした。空港に近いという地の利を生かした産業集積地にしようとしていました。しかし、あまり誘致を上手くできずに中部臨空都市事業会計のお金が足りなくなってきた、内陸区の用地造成事業から余った余剰金を使って処理をしていました。しかし、それが徐々に足りなくなってきたのでどうにかしなければということが関係しているのではないのでしょうか。

・「中京大都市圏」についてですが、鈴木知事時代の「第6次地方計画」に似ているように思います。

・県の開発計画へのアジア競技大会の影響はいかがでしょうか？

⇒2026年開催です。名古屋競馬場を引越させてそこに選手村を作るのですが、リニアの開通を見越して、地理的に近い選手村の跡地をどうするのかという問題があります。

・リニア開通で、いわゆる「中部支店」が減るのではないかと。要するに名古屋飛ばしが増えると思います。それで失業も増えるかと思っています。

(文責：大澤圭吾)

### 自治体研究社の書籍

★申込みはTEL又はFAXで東海自治体問題研究所へ

## 自治が育つ学びと協働 南信州・阿智村

持続可能な地域づくりの実際とその哲学

岡庭 一雄  
細山 俊男  
辻 浩(編)

1,800円+税  
2018/02/15発行





## 第12回 地方自治研究会

### 中山間地（設楽町）の 地方自治（法）に関するトピック

2018年1回目の地方自治研究会（通算12回目）を、2018年1月6日に名城大学ナゴヤドーム前キャンパスにて開催しました。この研究会は、地方公共団体で現在問題となっている論点を現場の方から特に法的な面について報告いただくとともに、そこで取り扱われた論点が、地方自治法に関する法律学のどの部分に位置づけられるかを学ぶことを通じて、体系的に地方自治法を学ぼうとする研究会です。

今回の中心的な報告は、金田文子さん（設楽町議会議員）による「中山間地（設楽町）の地方自治（法）に関するトピック」とのテーマでの報告でした。そこでは、特に中山間地の自治体における議会の運営実態に関して、自身のご経験を踏まえ、現状における疑問点や課題などを報告していただき、その後、参加者間で議論しました。その後、庄村勇人さん（名城大学）から地方自治法上の議会の権限や地方制度調査会における議会改革の状況について報告があり、次いで藤枝律子さん（三重短期大学）から、高知県大川村における村民総会設置に関する現状と法的な論点について報告があり、合わせて参加者間で議論を行いました。以下、金田報告を中心に各報告の内容と主な議論を紹介いたします。

#### ○金田報告

約5千人の人口をもつ設楽町では、平成28年12月からの一年間で166人、人口が減少した。保育園4園、小学校5校、中学校2校と人口規模に比して充実した教育環境があるにも関わらず、人口の自然減少が続いている。移住政策も効果を上げていない。

このように日本の他の中山間地と同様の現象がみとれる中で、12名の定数を持つ議会では、小規模自治体であるが故の議会運営の課題があるとされる。①「議員定数を減らすべきでは」との住民の声、②委員会の記録を職員の不足（議会事務局員は事務局長1名と嘱託職員1名）から、副委員長が委員会の記録を行い委員長報告を作る現状、③議事日程、議会傍聴規則など

における硬直性、④住民の議会参加を拒絶する議長の対応、⑤インフォーマルな部分で実質的に意思決定がされていく点などが実例として報告された。

他方で、小規模自治体の機動力を生かし、様々な立場を乗り越えて、2017年12月議会で、設楽町ホテル保護条例を可決し、自主立法の制定を行ったことは今後の議会の活性化へ向けての一步を示したとする。

報告者からは、さらなる改善策として議会基本条例等の制定を通じた議員自身の成長、議会と住民との意思疎通を図るため広報だけでなく「広聴」を重視した委員会活動、議員活動の停滞は住民の意識とも関係があると思われ主権者教育の充実を行うべきなど、中山間地の自治体である議会を、住民との積極的対話を用いて議会を活性化するための方向性を示された。

報告後の議論では、住民の意思が反映されなくなるので議員定数の安易な減少は慎むべきこと、議会基本条例は理念的な面もあるが、請願者を議会で意見陳述させる手続きを盛り込むなど請願制度を充実させることで「使える」条例となることなどが指摘された。

#### ○庄村報告および藤枝報告

庄村報告では、地方自治法上の議会権限として議決権、監視統制権、自律権等を説明する一方、それらが活用できていない状況、議員自身も自らどういう権限を持っているのかが理解できていないのではないかと、さらに昨今の地方制度調査会における議会改革に関する答申を受けて少しずつ法改正がされている現状が示された。

藤枝報告では、資料を踏まえ、高知県大川村の村民議会に向けて「検討」が行われたという話題に関して現在の議論を紹介する。その上で、制度設置への壁として地自治法上具体的規定が示されていないこと、集落が点在しており「総会」をする地理的状況にないことなどを紹介し、どういった条例を作るかが問題となることを説明された。

全体を通じて、一部メディアなどでは議会に対する風当たりが強い論調もあるが、住民との対話を通じて議員、そして議会がその本来の役割をしっかりと果たすことができれば、議会は今後地方自治を前進させる鍵になるといったことが確認された。

（文責 庄村勇人）

## 第16回都市再生プラン研究会報告

本年初めての研究会を1月13日（土）午後1時30分から「イーブルなごや」の第3研修室で開催しました。参加者は10名でした。その内容は次の通りです。

### **(1) 名古屋大都市圏におきている地域的に不均等な変化と地域戦略の文脈—名古屋圏と豊田圏の「二眼都市圏」の形成とその接続空間の形成仮説—** 報告者：島田善規（環境学博士）

本日の報告は2月号（1/10発行）の所報に掲載された論稿を基にしたものである。まず、この論稿の目的である、その内容は次の通りである。名古屋大都市圏は、名古屋市を中枢（中核）とし、比較的自立した個性的な中小都市がとりまく「多核的都市圏」であると理解されてきた。しかし、近年、この多核的都市圏が個性を保ちつつバランスよく発展するのではなく、地域的な差異、あえて言えば地域的不均等発展が起きている。たとえば、名古屋市「東部丘陵地域」の全国的にも顕著な発展である。この不均等な変化をどのように理解することができるだろうか。本稿の目的は、「（中枢・）多核的都市圏」から、名古屋圏と豊田圏の「二眼都市圏」への変化が起きつつあるのではないかという仮説と、その両都市圏の接続空間である東部丘陵地域が形成され、顕著な発展を見せているのではないかという仮説を提示することである。

この変化を人口、所得、総生産で検証している。例えば平成26年度の愛知の市町村所得では名古屋市エリアの123,559億円に比べて西三河地域（岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田市）が98,658億円と80%にもなる。

こうした変化を本論稿では次のように分析している。名古屋大都市圏内の不均等な変化

の状況を理解する、次の仮説が成り立ちうる。

1点目に、名古屋大都市圏では、名古屋市を中枢都市とする多核的都市圏から、名古屋圏と豊田圏の二眼都市圏への変化が起きつつあるのではないかという仮説である。2点目に、東部丘陵地域に両都市圏の接続空間が形成され、顕著な発展を見せているのではないかという仮説である。

また、こうした変化を名古屋大都市圏の地域戦略として捉えている。名古屋都市圏の地域戦略は東京一極集中が進むなかで、東京に肩を並べようとするのではなく、三大都市圏論から離れ、独自の地域戦略へ変えようとするものである。その戦略とは、「名古屋」を名古屋大都市圏の中枢都市とする戦略であり、もう一つは「産業技術首都」である。その戦略に基づく開発が進められた結果、中枢都市名古屋圏と「産業首都豊田圏」の二眼都市構造に変化しつつあるということである。

二つの地域戦略に基づく開発計画の中で東部丘陵地域においては、①研究開発機能の整備、②幹線道路の整備、③鉄道網の整備、④生活環境の良い郊外住宅地にするための土地利用計画の進展、⑤万博構想が進められたと分析している。

本論稿は、当研究会において、名古屋都市圏を「多核的都市圏」、「多核重層型」として捉えるのか、かねてより命題となっていたものであり、そのことについて、一歩も二歩も踏み込んだ論稿になっており、ぜひ多くの人に読んでいただきたいと思います。

### **(2) 豊田市の駅前再開発について** 報告者：本多弘司（会員）

豊田市の市駅前には1985年に都市計画を決定した。それから30年余、駅前開発は5次にわたって再開発ビル群を建設した。豊田市の顔を造る、賑わいを創出するという再開発の陰で、これまでに個人店舗や住民の多くが移転を余儀なくされた。この間、都市再開発事業に投入した資金は1,000億円を超えている。都心の美術館124億円、豊田スタジアム400億円（維持管理費に毎年9億円を負担）、体育館建設などを加えれば2,000億円近くにもなる。ここで、豊田市の5地区の再開発の概要と特徴、変容を振り返ることにする。

### ①そごう&T-FACE(豊田市駅西口第1種市街地再開発事業)

施行者は市街地再開発組合。1985年都市計画決定、1988.9完成。事業費182億円（公的補助率18%）、規模は延べ床面積41,240㎡、用途は店舗。運営は第三セクターのまちづくり㈱が行っている。その後、そごうが撤退し、松坂屋が公共施設を借り上げる。ユニー、長崎屋が撤退、おいでん横丁失敗等々で改修費51億円、三セクの失敗を取り繕う。

### ②G A Z A (駅東地区第1種市街地再開発事業)

施行者は市街地再開発組合。1986年都市計画決定、1995.5完成。事業費264億円（公的補助率27%）、規模は延床面積11,416㎡、用途は名鉄ホテル、店舗、銀行、事務所、住宅47戸。その後、店舗が入れ替えとなりトヨタ生協、ユニクロが進出。

### ③豊田参合館(豊田市民センター地区第1種市街地再開発事業)

施行者は市街地再開発組合。1992年都市計画決定、1999.4完成。事業費211億円（公的補助 209億円）、面積45,461㎡、用途は公立図書館、市立コンサートホール、能舞台、業務事務所・店舗（理容、英会話など）、市営駐車場110台。所有権は市が地下駐と3～13階、組合が1～2階で民間に賃貸している。

### ④コモ・スクエア(駅前通り南地区第1種市街地再開発事業)

施行者は市街地再開発組合。2001年都市計

画決定、2008.12完成。事業費181億円（公的補助率51%）、面積11,905㎡、用途はキャッスルホテル、スポーツジム、オフィス、店舗（飲食店、コンビニ、本屋等）、分譲マンション19階132戸、駐車場は専用180台と市営251台。特徴は多機能複合型で、トヨタが准組合員として参加。ユニー、個人店舗・住宅の多くは売却し転出した。公的な補助率5割を超えるのも異常な再開発事業といえる。

### ⑤Kitara(豊田市駅前通り北地区第1種市街地再開発事業)

施行者は市街地再開発組合、2012年都市計画決定、2017年完成。事業費231億円（公的補助 7割、当初185億円）、規模は延べ床面積約57,500㎡、用途は商業、映画館、事務所、高齢者施設（特別養護老人ホーム90床、有料老人ホーム40床）、28F建て85mの超高層住宅161戸、公共駐車場300台。

(文責 中川博一)

#### 自治体研究社の書籍

★申込みはTEL又はFAXで東海自治体問題研究所へ

#### 国立景観裁判・ドキュメント17年 - -私は「上原公子」-

企業・司法と闘う市民による景観保護運動

上原 公子  
小川 ひろみ  
窪田 之喜  
田中 隆(編)

1,300円+税  
2017/12/16発行



## ●時の話題&私の想い

### メガソーラー建設と住環境・自然環境問題を考える

長谷川 洋二（当研究所事務局長）

原子力発電などのエネルギーに頼らず、太陽光、風力、水力などの自然環境を利用した再生可能エネルギーの普及が求められている。

ここ数年、全国各地でメガソーラー建設を巡って問題が発生している。一部業者の住民や自然などを無視した姿勢なども問題となっている。大量の発電パネルからの反射光や反射熱などによる住環境への影響、森林などの伐採による雨水や土砂の流出など自然災害への影響、景観の悪化による観光産業への影響、野鳥など野生生物や植物への影響が問題視されるようになった。CO2削減を目的とする再生可能エネルギーを生産するために、CO2を吸収してくれる森林を伐採するのでは本末顛倒であると考え。メガソーラー発電所建設に対して問題が続出している背景には、立地に適切な場所が少なくなってきたり、山林などを買収し、造成によって用地を確保しようとしているからだと考えられる。

瀬戸市では、2016年に、「海上の森」に隣接する林が伐採され、無許可で太陽光発電施設が建設されていて問題になったが、同市の岐阜県境で新たなメガソーラー建設計画が進められようとしている。同市東部の蛇ヶ洞川上流にあたる白岩町、片草町、上半田川町にまたがる山林を伐採して、30メガワットの太陽光発電所建設計画が現在進められようとしている。業者の事業計画書によれば、60haの森林のうち、30haを伐採して90,900枚のパネルを設置することになっている。（2016年に問題になった「海上の森」のメガソーラー発電所の森林開発面積は1ha）。

この建設計画について、地元の品野連合自治会（白岩自治会、片草自治会、下半田川自治会、上半田川自治会）は、メガソーラーは地域住民や自然に大きな影響を与えるとして、次のように反対の声明を出している。

巨大な太陽光発電所建設で、次のような問題

が起きると危惧されています。

1. 山林の保水能力の低下による水害の危険増大
2. 自然環境・住環境悪化が懸念される森林伐採
3. 瀬戸市民約2万5千人への水を供給する蛇ヶ洞川への水質の影響

日本野鳥の会などの自然保護団体も、瀬戸市長に意見書、業者に対して質問書を出している。

現在、計画を管轄する瀬戸市は現在、愛知県と相談しながら工事許可を認めるか検討中であるが、住民は危機感を持っている。

風力発電施設ではバードストライクなどの影響から、環境影響評価法により環境アセスメントが法的に義務づけられ、その費用も事業者が負担する。しかし、メガソーラーは同アセスメントの対象外であり、土地さえ確保できれば、簡易な手続きで建設することが可能である。

早急に、国、県、市町村が、再生可能エネルギーと自然環境の保全の両立に向けて、法的な規制や基準を整備することが緊急に必要であると考え。

東海地域で要綱等を定めているのは次の自治体である。（NPO法人 太陽光発電所ネットワークの調査から2017年）

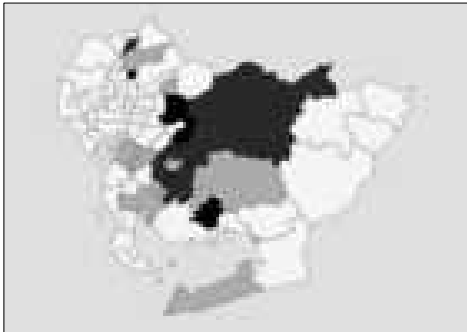
中津川市太陽光発電設備設置に関する取扱要綱  
恵那市太陽光発電設備に係る開発事業に関する要綱  
土岐市太陽光発電設備設置指導要綱  
八百津町太陽光発電設備設置事業の指導に関する要綱  
東白川村太陽光発電施設設置規則  
御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例  
新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱  
田原市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン  
伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱  
大台町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン  
三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン

### お詫びと訂正

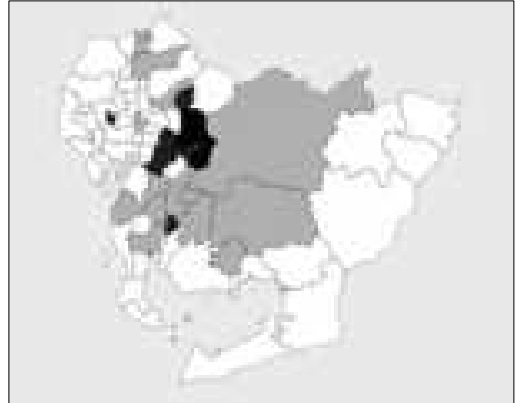
本所報No.396号, 通巻658号, 2018. 1. 10, P2-8掲載の島田善規「名古屋大都市圏におきている地域的に不均等な変化と地域戦略の文脈」は、編集上の誤りと原稿の誤りが発見されましたので、お詫びして訂正いたします。なお、下記の訂正では読み取りにくい場合、島田 (island-4@re. commufa. jp) までご連絡いただければ、訂正後の原稿をお送りさせていただきますので、よろしくお願ひします。

P3 図1 市町村別の人口の変化 (2015/1985)

誤

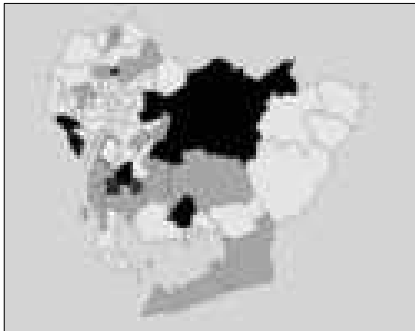


正

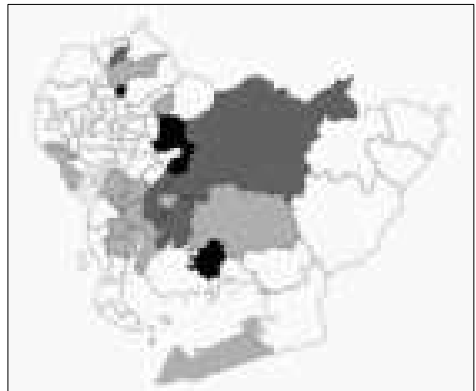


P4 図2 市町村別所得の変化 (2014/1990)

誤

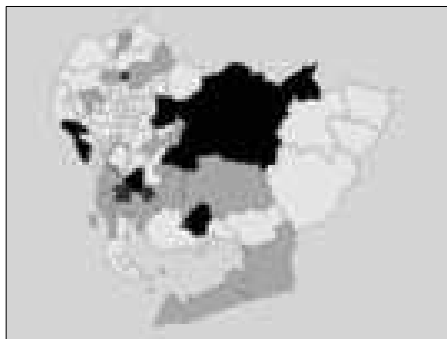


正

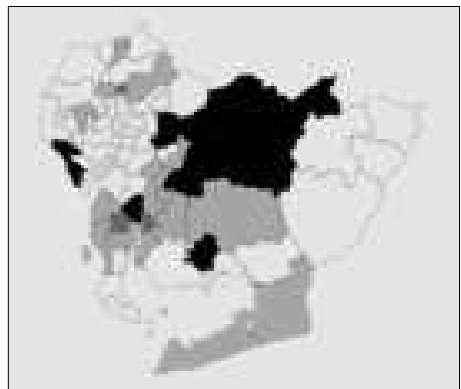


P5 図3 市町村内総生産の変化 (2014/1990)

誤



正



P4左 19行目 誤(2014/1990) 正(2014/1996)

P4左 「図2市町村別所得の変化(2014/1990)」

の(注)2行目

誤(2014/1994) 正(2014/1996)

P4右 30行目 誤(2014/1990) 正(2014/1996)

P5左 「図3市町村の総生産の変化(2014/1990)」

の(注)2行目

誤(2014/1994) 正(2014/1996)

## ●行事案内

### ◆第17回都市再生プラン研究会

日時：2月25日（日）13時30分～

会場：イーブルなごや 第2集会室

論題

①「環伊勢湾大都市圏」における地域・都市戦略の展開

－「環伊勢湾大都市圏」開発の過去・現在・未来－

報告者：遠藤宏一（元南山大学教授）

②過大需要予測追従型のインフラ整備による潜在的財政危機の現段階

－名古屋市営地下鉄財政の評価について－

報告者：島田善規（環境学博士）

②第44回東海自治体学校開催について

### ◆第18回都市再生プラン研究会

日時：3月24日（土）（予定）

会場：イーブルなごや 第2集会室

論題

①「名古屋大都市圏」の二重構造化と都市間諸関係等の解明（仮題）

②大都市圏の資源・環境再生と防災（仮題）

報告者：富樫幸一（岐阜大学教授）

### ◆第3回地域経済の将来を考える研究会

日時：2月27日（火）14：00～17：00

場所：愛知中小企業家同友会 6F会議室

（地下鉄「栄」駅2番出口より3分

「久屋大通」駅4A出口より2分）

名古屋市中区錦三丁目6-29

サウスハウス2階 TEL052-971-2671

テーマ 「働き方改革」と中小企業

報告者 内輪博之さん

（愛知同友会専務理事）

○内容紹介

「労働基準法70年の歴史の中で歴史的な大改革」と位置づけられる政府の「働き方改革」。この間悪化の一途を辿ってきた長時間労働や過労被害を考えれば、評価できる点もあります。しかし、日本の雇用慣行や商慣行、人基準の報酬決定の原理など、額面通りの働き方改革が推進されれば、経済の屋台骨を支える中小企業の存立を脅かしかねない面もあります。中小企業が取り組む働き方改革の実際と課題を報告します。

### ◆理事会

日時 3月2日（金）午後6：30～

場所 自治労連愛知県本部3階第1会議室

議題及び報告等

①第1回理事会後の活動報告、各研究会報告

### 第44回東海自治体学校

日時：2018年5月20日（日）

会場

名城大学ナゴヤドーム前キャンパス

記念講演

「公共施設の統廃合と住民生活」（仮）

講師 森 裕之氏（立命館大学教授）